

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例（土砂条例）の一部改正について

盛土規制法の概要

※盛土規制法・宅地造成及び特定盛土等規制法

令和3年7月に静岡県熱海市において大雨に伴う盛土の崩壊、大規模な土石流災害が発生し、甚大な人的・物的被害が発生したことを受け、盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、「盛土規制法」として、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

- 知事が盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- 規制区域内で行われる盛土等を、知事の許可の対象とする
- 許可基準に沿って安全対策が行われているか確認するため、施工状況の定期報告、施工中の中間検査及び工事完了時の完了検査を実施

土砂条例の概要

土砂等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境を保全するとともに生活の安全を確保することを目的に平成18年に制定

- 不適正なたい積行為の禁止
- 3,000㎡以上のたい積行為（特定事業）の許可
- 許可事業者の義務（基準順守、届出等）

規制区域（案）



宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※ 大分市(中核市)は独自で規制区域の指定及び運用を行う

今回の土砂条例改正

土砂条例の目的の1つである、盛土等による災害発生の防止については、盛土規制法の目的と重複することから、関係する規定を削除し、土壌汚染・水質汚濁の防止に係る規定を残す改正を行うとともに、その他必要な修正等を行う

土砂条例と盛土規制法との比較表

※ 下線部は重複箇所のため今回の改正により削除

	土砂条例	盛土規制法
施行日	H18.11.1	R5.5.26
目的	盛土等による土壌汚染・水質汚濁の防止及び <u>災害の発生の防止</u>	盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止
規制区域	県内全域	県内全域
許可対象	事業区域外の場所から採取された土砂等を使用した3,000㎡以上のたい積行為	<p>【宅地造成等工事規制区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土で高さ1m超の崖 ・切土で高さ2m超の崖 ・盛土と切土を同時に行い2m超の崖 ・盛土で高さ2m超 ・盛土または切土の面積500㎡超 <p>【特定盛土等規制区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土で高さ2m超の崖 ・切土で高さ5m超の崖 ・盛土と切土を同時に行い5m超の崖 ・盛土で高さ5m超 ・盛土または切土の面積3,000㎡超
構造に関する基準	<u>有</u>	有
土壌汚染・水質汚濁に関する基準	有	無

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例（土砂条例）の一部改正について

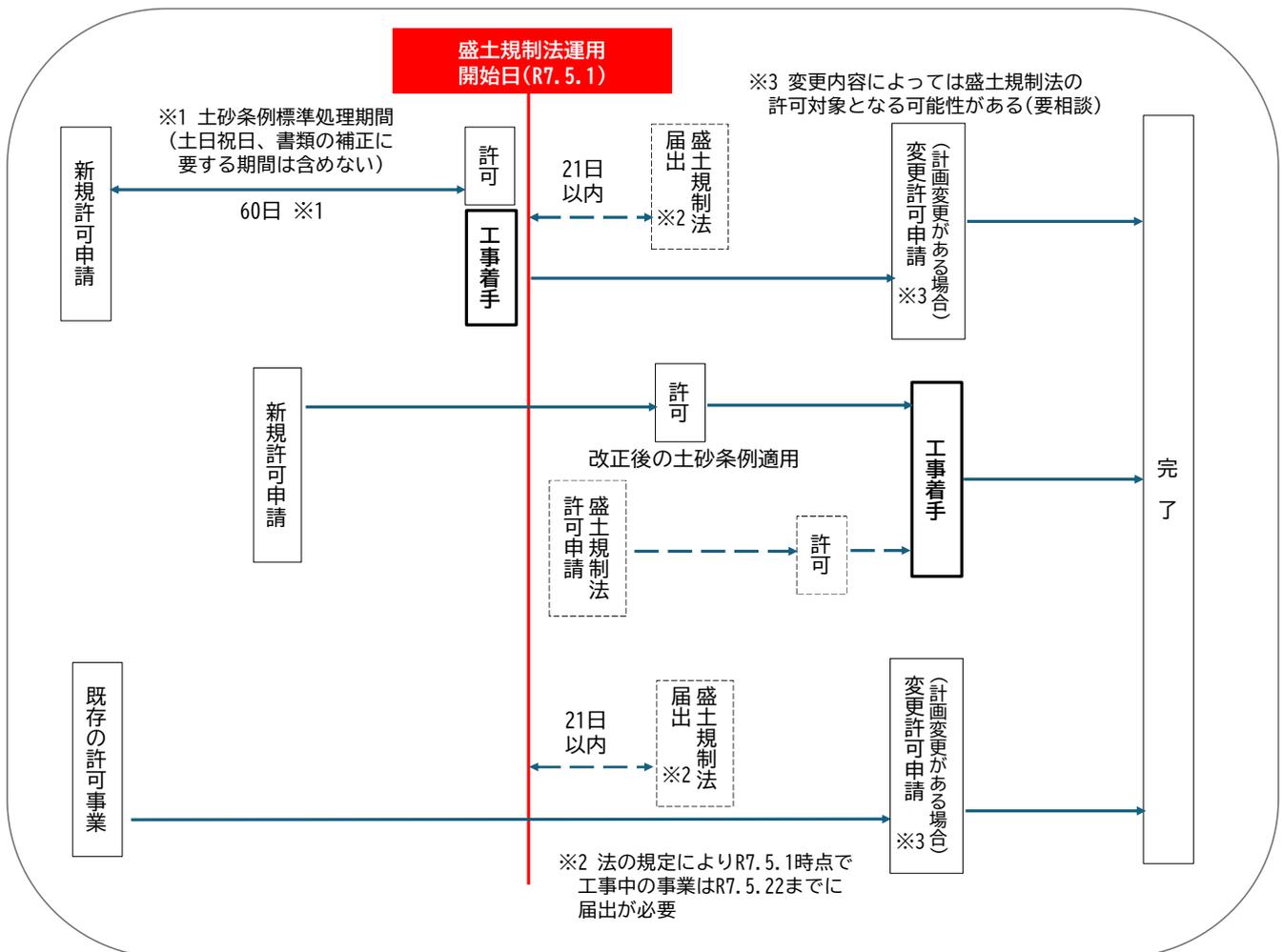
土砂条例改正の主な内容

- 目的や禁止行為から災害防止に関する規定を削除
- 特定事業の許可基準等から構造に関する規定を削除
- 常用漢字表への追加に伴い「たい積」を「堆積」に改正
- 土壌汚染に係る基準を「安全基準」としていたが、「土砂基準」に名称変更
- 許可事業者が毎月県に提出する土砂等管理台帳の写しを、事業の休止中（休止届を提出したもの）は提出不要とする
- 許可事業者が行う定期的の水質検査について、水質検査ができない場合に行う土壌検査の範囲を土砂等を堆積した区域に限るとする
- 盛土規制法（以下「法」という）の区域指定前から行っている特定事業については、引き続き、改正前の構造基準等を適用する
ただし、法区域指定後、特定事業の計画を変更することにより法の許可対象となり、法に基づく構造基準がかかる特定事業については、改正後の土砂条例を適用する

施行日

令和7年5月1日（盛土規制法の運用開始日）

土砂条例と盛土規制法との関係（申請や届出のスケジュール目安）



問い合わせ先

大分県生活環境部 環境保全課 水質対策班
TEL:097-506-3117（直通）